

防火・防災管理者選任(解任)届出書

◆制度の概要

一定規模以上の建物においては、その所有者や借受人等(以下「管理権原者」という。)は、管理権原者の責任において、防火管理上必要な業務の実施責任者として防火管理者を、また一定規模以上の大規模な建物等においては、防災管理上必要な業務の実施責任者として防災管理者を選任し、防火・防災管理上必要な業務を行わせることと消防法で定めております。

◆届出時期

防火管理者または防災管理者を選任(解任)したときに、遅滞なく

◆届出場所

対象物を管轄する消防署

◆届出に必要なもの

(1) 防火・防災管理者選任(解任)届出書

[別記様式第1号の2の2(第3条の2関係)(第51条の9関係)]

(2) 選任される方の「防火管理者・防災管理者の資格を証する書面(修了証)の写しを添付してください。

◆届出部数

1部

◆根拠法令

消防法第8条、消防法施行規則第3条の2、消防法施行規則第51条の9

◆その他

併せて「防火・防災管理消防計画作成(変更)届出書」も同時に提出してください。